

家庭用空調契約
＜ヒーポンメリット＞
(選択約款)

令和3年4月1日実施

西部ガス長崎株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. この選択約款の変更	2
4. 契約の締結	2
5. 料金	2
6. 調整単位料金	2
7. 割引制度	2
8. 解約及び精算	3
9. その他	4
付則	5
1. 実施の期日	5
（別表）	6
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	6
2. 料金表1（夏期）	6
3. 料金表2（夏期を除く期間）	6
4. 料金表3（割引制度）	7

1. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。その他、特に定める場合を除き、一般ガス供給約款と同じ意味を有するものいたします。

用語	定義
(1)「空調機器」	エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
(2)「家庭用空調機器」	定格冷凍能力22.4キロワット(6.4USRT)以下の空調機器のうちガスエンジンヒートポンプ方式の機器及びガス吸収式の機器をいいます。
(3)「家庭用高効率給湯器」 (以下「高効率給湯器」といいます。)	エネルギー源としてガスを使用し、潜熱(ガスの燃焼により生じる水蒸気に含まれる熱エネルギーをいいます。)を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90パーセント以上である給湯器をいいます。
(4)「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」(以下「浴室暖房乾燥機」といいます。)	エネルギー源としてガスを使用し、熱源機により温水を供給して浴室等で暖房乾燥を行うシステムをいいます。
(5)「専用住宅」	居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
(6)「併用住宅」	店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と住居の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。

2. 適用条件

この選択約款の適用条件は、一般ガス供給約款の適用が可能であることを前提として、以下のとおりといたします。適用条件を満たしていない場合には、この選択約款に基づくガス需給契約を締結することはできません。

- (1) 専用住宅で、家庭用空調機器を使用すること、又は1需要場所におけるガスメーターの能力(一般ガス供給約款及び他の選択約款(小型空調契約及び空調夏期契約に限ります。)による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さま又は一般ガス供給約款19(1)ただし書きの規定により料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。)が10立方メートル毎時以下の主として住居部分でガスをお使いになる併用住宅で、家庭用空調機器を使用すること。
- (2) 当社が(1)又は7の適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾すること。

3. この選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他供給条件は、変更後の選択約款によります。変更の手続きは、一般ガス供給約款を変更する場合に準じます。

4. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾の上、需要場所ごとに所定の方法により当社に使用を申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款に基づくガス需給契約は、当社が(1)の申し込みを承諾したときに成立いたします。なお、当社は、一般ガス供給約款(7. 承諾の条件)における承諾できない事由に該当する場合には申し込みを承諾できないことがあります。
- (3) お客さまは、この選択約款に基づくガス需給契約によるガスの使用開始日(以下「ガスの使用開始日」といいます。)から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで(以下「最低利用期間」といいます。)契約を継続していただきます。
- (4) 当社は、この選択約款又は他の約款(一般ガス供給約款を除きます。)に基づくガス需給契約を最低利用期間経過前又は契約期間満了前に解約されたお客さまが、同一需要場所でこの選択約款に基づくガスの使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去のこの選択約款又は他の約款に基づくガス需給契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) お客さまが最低利用期間経過前にこの選択約款に基づくガス需給契約を解約し、同一需要場所で新たに当社に対して他の約款(一般ガス供給約款を除きます。)に基づくガスの使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去のこの選択約款に基づくガス需給契約の解約の日から1年に満たない場合には、当該申し込みを承諾できないことがあります。ただし、当該申し込みが、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

5. 料金

当社は、別表1に基づき料金を算定いたします。その他は、一般ガス供給約款に準じます。

6. 調整単位料金

- (1) 当社は、一般ガス供給約款に準じて調整単位料金を算定いたします。基準単位料金は、別表2及び別表3に定める基準単位料金といたします。

7. 割引制度

- (1) 当社は、次のいずれかの条件を満たすお客さまに対し、お客さまからの所定の方法によるお申し込みに基づき割引制度1を適用いたします。

① 高効率給湯器割引

適用条件 定格給湯能力が60号以下の高効率給湯器を日常にご使用の場合

② 浴室暖房乾燥機割引

適用条件 浴室暖房乾燥機を日常にご使用の場合

③ セット割引

適用条件 ①及び②の適用条件を満たす場合

- (2) 当社は、当社が割引制度の申し込みを承諾した日以降、最初の定例検針日の翌日から割引制度を適用いたします。なお、申し込みを承諾した日が定例検針日と同日の場合は、その翌日から適用いたします。また、申し込みの承諾がガスの使用開始日以前に行われた場合には、ガスの使用開始日から割引制度を適用いたします。
- (3) 割引制度の適用期間はこの選択約款に基づくガス需給契約と同一といたします。なお、この選択約款に基づくガス需給契約が終了した場合は、契約終了日をもって割引制度も終了いたします。
- (4) 当社は、割引制度を適用する場合、高効率給湯器割引は別表4(1)を、浴室暖房乾燥機割引は別表4(2)を、セット割引は別表4(3)を適用して、別表1(5)に基づき割引額を算定いたします。
- (5) すでに割引制度を適用されているお客さまが、割引種別の変更を希望される場合は、(1)の定めによるものといたします。当社は、当社が割引種別の変更の申し込みを承諾した日以降、最初の定例検針日の翌日から変更した割引種別を適用いたします。なお、申し込みを承諾した日が定例検針日と同日の場合は、その翌日から適用いたします。
- (6) お客さまが割引制度の適用条件を満たさなくなった場合は、速やかに当社に割引制度の適用終了を申し出ていただきます。
- (7) お客さまに割引制度適用に関する違反があった場合((1)を満たさなくなった場合を含みます)は、当社の通知に基づき、割引制度の適用を終了できるものといたします。
- (8) (6)による申し出及び(7)による通知があった場合、これらが相手方に到着した日以降の最初の定例検針日をもって割引制度の適用を終了いたします。
- なお、申し出及び通知の到着日と定例検針日が同日の場合は、これらの到着日をもって割引制度の適用を終了いたします。

8. 解約及び精算

- (1) お客さまが2に定める適用条件を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、お客さまが2に定める適用条件を満たさなくなった場合は、当社はこの選択約款に基づくガス需給契約を解約することがあります。
- (2) (1)により当社がこの選択約款に基づくガス需給契約を解約した場合、当社は解約日以降、一般ガス供給約款を適用することがあります。
- (3) その他のこの選択約款に基づくガス需給契約の解約については、一般ガス供給約款に準じます。

- (4) 2 (1) に定める適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日(条件を満たさなくなった日が定例検針日と同日の場合はその日とし、(5)において同じ。)までさかのぼって精算させていただく場合があります。この場合の精算する金額は、一般ガス供給約款に定める料金とすでに料金として支払義務が発生し、請求事業者に債権譲渡された金額との差額といたします。なお、精算する金額は、当社からお客さまに対して請求いたします。
- (5) 7の割引制度を適用されているお客さまで、その適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日までさかのぼって精算させていただく場合があります。この場合の精算する金額は、適用すべき条件に基づいて算定した料金とすでに料金として支払義務が発生し、請求事業者に債権譲渡された金額との差額といたします。なお、精算する金額は、当社からお客さまに対して請求いたします。

9. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を準用いたします。

付則

1. 実施の期日

この選択約款は、令和3年4月1日から実施いたします。

(別表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金表の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 別表2に定める「料金表1(夏期)」は、料金算定期間の末日が6月、7月、8月、9月に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。
 - ② 別表3に定める「料金表2(夏期を除く期間)」は、料金算定期間の末日が10月、11月、12月、1月、2月、3月、4月、5月に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。
- (2) 料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものといたします。
- (3) 割引前料金額は、別表2及び別表3に定める基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数を切り捨てたものといたします。
- (4) 従量料金は、別表2及び別表3に定める調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (5) 割引額は、割引前料金額に別表4に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り捨てたものといたします。
- ただし、割引額算定の結果が別表4に定める割引上限額を超える場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。
- (6) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
- $$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$
- (7) 調整単位料金の適用基準は一般ガス供給約款に準じます。

2. 料金表1(夏期)(消費税等相当額を含みます)

- (1) 基本料金

1か月につき	4,092.00円
--------	-----------

- (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	122.33円
------------	---------

- (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、6の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表2(夏期を除く期間)(消費税等相当額を含みます)

- (1) 基本料金

1か月につき	4,092.00円
--------	-----------

- (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	158.88円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに、6 の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表3 (割引制度)

(1) 高効率給湯器割引

① 割引率

割引率	2 パーセント
-----	---------

② 割引上限額

割引上限額 (1 か月につき)	2,200 円 (消費税等相当額を含みます)
-----------------	---------------------------

(2) 浴室暖房乾燥機割引

① 割引率

割引率	5 パーセント
-----	---------

② 割引上限額

割引上限額 (1 か月につき)	2,200 円 (消費税等相当額を含みます)
-----------------	---------------------------

(3) セット割引

① 割引率

割引率	7 パーセント
-----	---------

② 割引上限額

割引上限額 (1 か月につき)	4,400 円 (消費税等相当額を含みます)
-----------------	---------------------------